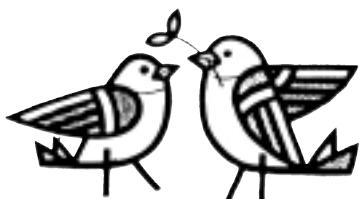


市の鳥



カワラヒワ

# 広報えびな

編集・発行

海老名市役所 広報広聴課

〒243-0492

神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

☎ (046) 231・2111

URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

\*この広報は再生紙を使用しています。

図1 70歳になつたら…あなたの医療保険

70歳（一定の障害のある人は65歳）になった



はい

昭和7年9月30日以前に生まれたか、または一定の障害がある

はい

老人保健制度で引き続き医療を受けられます。

70歳になった翌日から現在加入している医療保険証と高齢受給者証により医療を受けることになります。75歳になった翌月（1日が誕生日の人はその月）から老人保健で医療を受けます。

※現在、「退職者医療制度」に加入されている方は75歳になるまで引き続き対象となります。

**高齢者の方々**  
70歳を迎える時期で受給者証など変更

医療保険は、みなさんが医療機関にかかるときの負担を軽くし、安心して医療を受けられるようするためのものです。10月1日からは、この制度が改正され、老人保健制度で医療を受ける方の年齢が、段階的に75歳以上にまで引き上げられます。また、高額療養費の自己負担限度額が変更となるほか、3歳未満の乳幼児医療費について、自己負担割合が2割に引き下がれます。今回は、改正の概要についてお知らせします。

10月1日スタート

健やかな明日のために

## 医療保険制度を改正

### 新受給者証見本

医療受給者証  
27140169

印

※紙の色は白、文字は明るい茶色

問保険年金課  
(内436)

●新受給者証がお手元に  
老人保健で医療を受ける際に医療機関窓口へ提出していた「医療受給者証」が新しくなります（見本参照）。新しい受給者証は、9月中に保険年金課から該当する方に郵送します。新しい受給者証には、医療機関に支払う費用の一部負担金の割合が書かれています。10月1日からは、

### 3歳未満は2割負担

これまで70歳未満の国保加入者が医療を受けたときの自己負担割合は3割でしたが、このうち3歳未満の乳幼児について、10月1日から自己負担割合が2割に変更となります。なお、市の小児医療助成対象と認定された方は、自己負担分である2割の金額が助成されます。

### 療養費限度額も変更

同じ人が同じ月内に、医療機関に支払った医療費が高額になった場合は、申請によって自己負担額を超えた分が高額療養費として支給されます。これまで過去12ヶ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。（表1）。

表1 自己負担限度額(月額)

#### 9月30日まで

70歳未満の方	上位所得者	121,800円(70,800円) <sup>※2</sup> + 医療費が609,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
	一般の方	63,600円(37,200円) + 医療費が318,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
	住民税非課税世帯	35,400円(24,600円)

※1 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯にあたります。  
（）内は過去12ヶ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

※2 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯にあたります。  
（）内は過去12ヶ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

#### 10月1日から

70歳未満の方	自己負担限度額 (国保世帯単位)	
	上位所得者	一般の方
	139,800円(77,700円) + 医療費が699,000円を超えた場合は、超えた分1%を加算	72,300円(40,200円) + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	35,400円(24,600円)	
70歳以上の方	自己負担限度額 外来(個人単位)	
	一定以上所得者 <sup>※1</sup>	一般の方
	40,200円	12,000円
	72,300円(40,200円) + 超えた場合は、超えた分の1%を加算	40,200円
70歳以上の方	自己負担限度額 外来+入院(世帯単位)	
	低所得者Ⅱ <sup>※2</sup>	低所得者Ⅰ <sup>※3</sup>
	8,000円	24,600円
		15,000円

注1  
一定以上  
所得者とは

●老人保健医療該当者の方で課税所得が124万円以上の場合

●老人保健医療該当者と同一世帯にいる70歳以上の方、または同一世帯の他の老人保健医療該当者で課税所得が124万円以上の場合

※上記に該当しても、老人保健該当者と同一世帯の70歳以上の方、または同一世帯の他の老人保健該当者の方の収入が合計637万円(世帯内に他の70歳以上の方や老人保健該当者がいない場合は450万円)に満たない場合は、保険年金課へ届け出ると1割負担になります。

注2  
低所得者Ⅱとは

世帯主および世帯全員が住民税非課税である方(低所得者Ⅰを除く)

注3  
低所得者Ⅰとは

世帯主および世帯全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する方

※非課税世帯の方が入院する場合、「入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証」を利用することができます。